

自治会・町内会、マンション 管理組合との連携について

戸塚区役所総務課
危機管理・地域防災担当

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER

なぜ、町の防災組織との連携が必要なのか

横浜市・戸塚区では、自宅が安全であれば、

- ・慣れ親しんだ自宅で、
- ・プライバシーを確保でき、
- ・ペットと一緒に生活できる

在宅避難を推奨しています。



明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA



なぜ、町の防災組織との連携が必要なのか

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

在宅避難にあたり、
最低3日分（できれば7日）の備蓄をお願いしていますが、
影響が長期化した場合、地域防災拠点を通じて、
在宅避難者にも物資を供給する場面が生じます。

また、情報については、市・区ホームページのほか、
地域防災拠点を通じて提供することになります。

3

地域防災拠点 基本のおさらい **再掲**

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

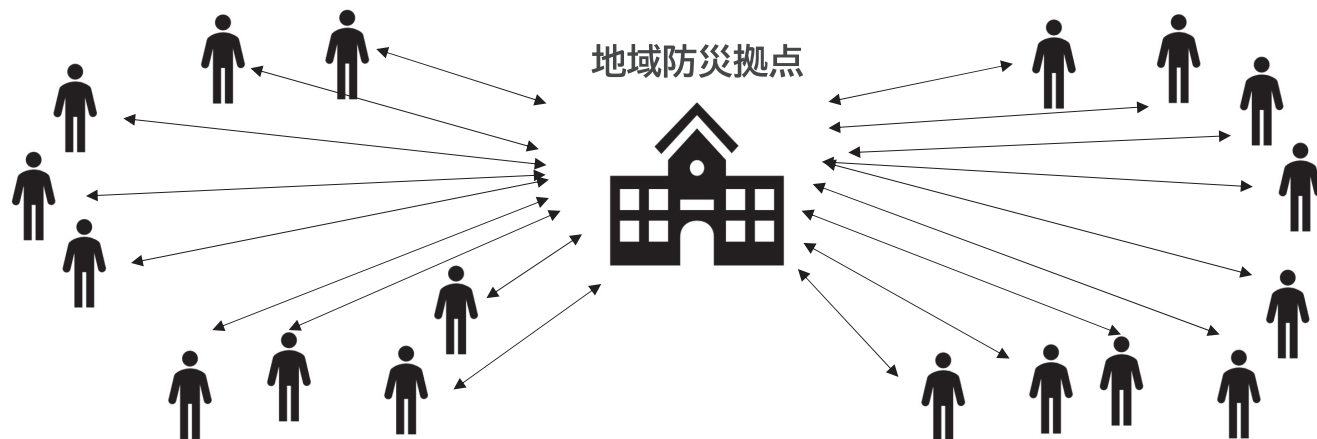
地域防災拠点の役割

- ①自宅が倒壊するなどして、安全に生活を行うことが困難となった住民が避難生活を送る場所
- ②地域防災拠点の避難者や**周辺の在宅避難者が、
水・食料、生活用品を確保できる場所**
- ③家族の安否確認や被害状況等**情報を集積・発信する場所**

なぜ、町の防災組織との連携が必要なのか

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

避難者だけでなく、在宅避難者も、避難者カードの提出や、物資・情報を受け取るために、地域防災拠点に押し寄せることが予想されます。

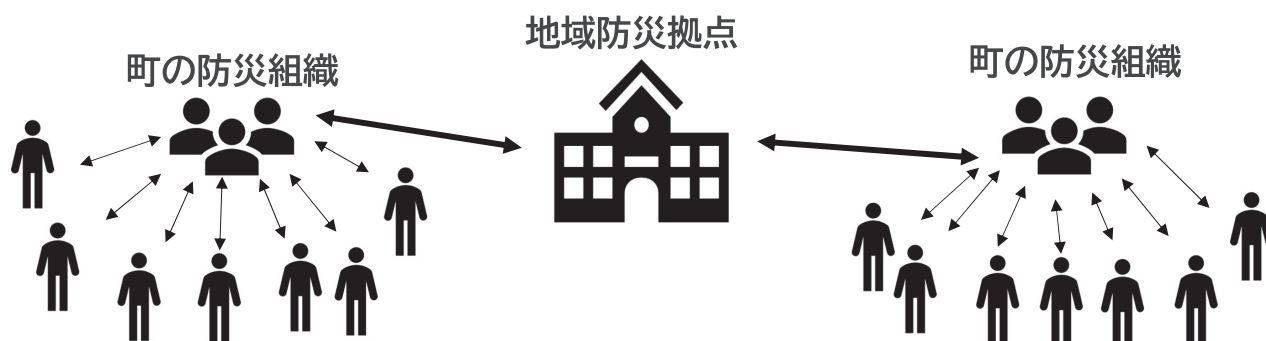


5

なぜ、町の防災組織との連携が必要なのか

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

個々の住民に対しては、町の防災組織が窓口となつて対応することで、**地域防災拠点の負担が大幅に軽減されます。**



なぜ、町の防災組織との連携が必要なのか

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

町の防災組織は自治会町内会ではありません。
マンションは構造が強く、**住民の多くが在宅避難者
となります。**

そのため、マンションとの連携も重要です。

7

地域防災拠点とマンションとの連携の例

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

(連携訓練の例)

- ①マンション側で各戸から必要物資の要望を集計し、
マンションとして必要な物資を拠点へ依頼
- ②拠点側で要望を受けた物資を準備し、
マンション側にまとめてお渡し
- ③マンション側は受領した物資を住民に配布



1つ1つの世帯を相手にするより効率的に物資の受け渡しを実現

8

矢部小学校地域防災拠点で実施したマンションとの連携訓練

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA



物資の仕分け



拠点からマンションへの物資搬送

9

物資・情報をやりとりするためのフォーマット

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

物資の要請や情報をやりとりする際、
各関係者間（拠点⇄町の防災組織）で、
必要な事項を、過不足なく正確に、
共有することが大切です。

そのため、あらかじめやりとりする内容を定めた
フォーマットが有効です。

10

物資・情報をやりとりするためのフォーマット

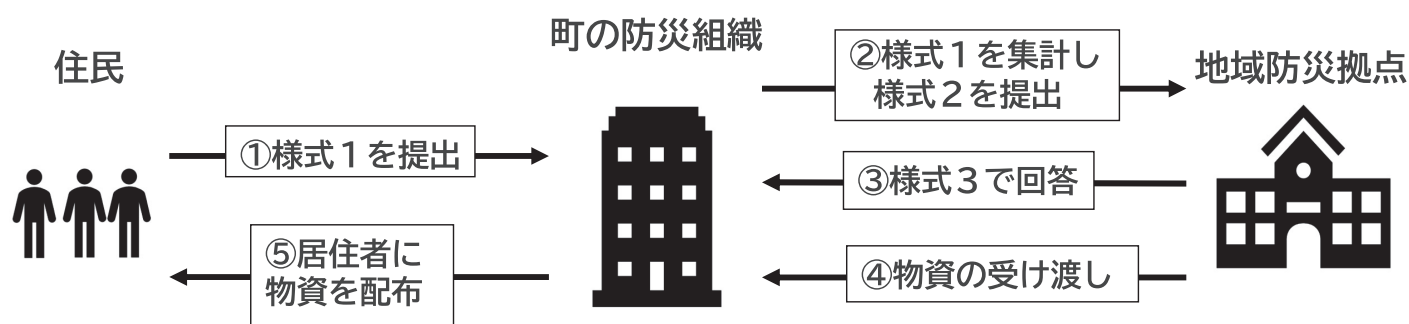
明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

- ・ 住民から町の防災組織への連絡(様式1)
- ・ 町の防災組織から地域防災拠点への連絡(様式2)
- ・ 地域防災拠点から町の防災組織への連絡(様式3)

11

物資・情報をやりとりするためのフォーマット

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA



※町の防災組織で確保できる物資は差し引いたうえで拠点に要望していただきます。

※特に発災直後は行政からの物資の配布数に限りがあることから、要望に添えない場合もあります。

12

皆様へのお願い

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

事前の準備をしていないと、在宅避難者の対応が大きな負担となる可能性があります。

発災時の負担をできるだけ軽減するために、物資・情報のやりとりについて、自治会町内会、マンション管理組合と、フォーマットの利用も含めて調整し、訓練を実施することを推奨します。

13

皆様へのお願い

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

自治会・町内会やマンション管理組合など、町の防災組織との連携について、ご関心がありましたら、お気軽にお声がけください。

また、マンション管理組合側から要望があった場合には、個別にご相談させていただく場合がありますので、よろしくお願いいたします。

14